

山梨県公報

号外第二十三号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

山梨県財務規則の一部を改正する規則.....

規 則

山梨県規則第二十四号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「かいの長」の下に「総合理工学研究機構」を加え、「総合理工学研究機構にあつては事務長」を削り、同条第八号中「出納長」を「会計管理者」に改め、「税務出納員」の下に「以下、会計管理者等」といつ。」を加え、同条第九号中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第十一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三条第一項の表中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に、「山梨県事務吏員」を「山梨県職員」に改め、同条第二項の表二の項中「五千万円」を「四千万円」に改める。

第三条の二の見出し及び同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項の表財務審査監の職にある出納員の項及びかいの出納員の項中「訂正通知書」を「支払訂正通知書」に改め、同表出納局管理課長の職にある物品出納員の項及び出納局管理課長、出納局管理課総括課長補佐、管財課長及び管財課総括課長補佐の職にある者以外の本庁の物品出納員の項中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改め、同表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項第一号ウ中「及び会計第三課」を「、会計第三課及び会計第四課」に改め、同号才中「、会計第一課及び会計第二課」を「及び会計第一課」に改め、同号力中「西八代総務課」の下に「及び会計第二課」を加え、同

項第二号中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改め、同表税務出納員の項第一号及び第三号中「訂正通知書」を「支払訂正通知書」に改め、同項第五号中「訂正通知書」を「還付支払訂正通知書」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に、「前項」を「第一項」に改める。第八条の二及び第十五条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。第十六条第一項中「よる」を「より」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十八条の二第一項及び第十九条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。第二十一条第一項中「、又は調定の取消し若しくは調定額の減額をしようとするときは、調定(調定減額)伺い(第十三号様式の三)」を「は調定伺い(第十三号様式の三)」により、調定の取消し又は調定額の減額をしようとするときは調定減額伺い(第十三号様式の三の二)」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 同一の収入科目で同一の調定伺いにより二人以上の納人の調定をしようとするときは調定伺いに調定伺い内訳書(第十三号様式の四)を、同一の収入科目で同一の調定減額伺いにより二人以上の納人の調定の取消し又は調定額の減額をしようとするときは調定減額伺いに調定減額伺い内訳書(第十三号様式の四の二)をそれぞれ添付しなければならない。

第二十一条第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十二条第一項中「支出負担行為の伺い(第十三号様式の四の二)」を「支出負担行為伺い(第十三号様式の四の三)」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項、第三項、第五項及び第六項中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改める。

第二十五条第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十七条中「企画部長」を「政策秘書室長」に改める。

第二十八条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十条第一項中「は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから」を「及びその他の会計職員は」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項の表二の項中「、農務事務所次長」を削り、「総合農業技術センター次長」を「総合農業技術センター副所長」に改め、「広瀬・琴川ダム事務所次長」の下に「、荒川ダム管理事務所次長、大門・塩川ダム管理事務所次長」を加え、同表三の項中「総務管理課長及び自動車税事務所総務管理課長」を「副所長及び自動車税事務所次長」に改め、同条第四項の表中「、総括課長補佐、主任技術員及び技術員」を「及び総括課長補佐」

に、「総括課長補佐及び国費を担当する職員」を「及び総括課長補佐」に、「及び会計第三課（中北地域県民センター）」を「会計第三課及び会計第四課（会計第三課及び会計第四課については、中北地域県民センター）」に改め、同条第六項中「事務吏員」を「知事部局の職員」に改める。

第三十一条の見出しを「職員の併任等」に改め、同条第一項の表一の項中「事務吏員」を「知事部局の職員」に改め、同表二の項中「県立文学館総務課長、県立博物館総務課長」を「県立博物館総務課長、県立文学館総務課長」に、「事務吏員」を「知事部局の職員」に改め、同条第二項中「県立美術館」の下に「、県立博物館」を加え、「、県立博物館」を削り、「事務吏員」を「知事部局の職員」に改める。

第三十二条から第三十三条の二までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十四条中「県税事務所」を「総合県税事務所」に改める。

第三十八条中「出納長、出納員又は税務出納員（以下、「出納長等」という。）を「会計管理者等」に改める。

第三十九条第一項を次のように改める。

収入通知者は、第二十一条の規定により調定したときは税外収入徴収原簿（第二十条様式。以下「徴収原簿」という。）に登録のうえ決裁を受けた調定伺いを、調定の取消し若しくは調定額の減額をしたときは徴収原簿に登録のうえ決裁を受けた調定減額伺いをそれぞれ回付することにより会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

第三十九条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十一条第三号中「前各号」を「前二号」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第四十二条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十三条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第四十四条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十五条第一項及び第四十五条の二中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第四十五条の二の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十六条第三項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第四項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第四十七条中「次の各号」を「次に」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十九条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十条中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第五十一条第三項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に、「、出納長」を「、

会計管理者」に改め、「、出納員」の下に「又は税務出納員」を加える。

第五十二条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十三条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十五条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「不納欠損伺内訳書」を「不納欠損伺内訳書」に改め、同条第三項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十六条第七号及び第五十八条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十九条第一項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第六十条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十一条第一項中「債権者が」を「債権者は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、代理人が口座振替支払を受けようとするときは、この限りでない。

第六十三条第一項中「当該支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十四条第一項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第六十五条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十六条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」にこの旨を「会計管理者」にその旨」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第六項中「出納長」を「会計管理者」に、「口座振替支払案内書」を「支払案内書」に、「集合支出内訳書」を「支出の内訳」に改め、同条第七項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第八項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「第一項」の下に「の規定により支払通知書を指定金融機関に送付するとき」を加え、「支払通知書又は」及び「指定金融機関又は」を削る。

第六十七条中「出納長又は出納員は」を「会計管理者等は」に改める。

第六十八条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「れい出内訳書」を「れい出命令内訳書」に改め、同条第三項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第六十九条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」にこの旨を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 会計管理者にあつては第一項の規定によりれい出支払通知書を指定金融機関に送付するとき又は前項の規定により小切手振出済通知書を指定代理金融機関取扱店に送付

するときは歳入簿及び収入簿に、出納員にあつては第二項の規定により報告をしたとき又は前項の規定により小切手振出済通知書を指定代理金融機関取扱店に送付するときは収入簿にそれぞれ登録しなければならない。

第六十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「れい出口座振替案内書」を「れい出支払案内書」に、「集まれい出内訳書」を「れい出の内訳」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 会計管理者は、第一項又は第三項の規定によりれい出支払通知書を送付するときは、支払日計表を添付しなければならない。

第七十二条第二項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第七十三条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に、「内訳書」を「給与支給明細書」に、「支払し」を「支払をし」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第七十八条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第八十一条中「次の各号に」を「次に」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十二条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十四条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十六条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第四項中「出納長」を「公金振替内訳書」に改める。

第八十七条第二項中「県税事務所」を「総合県税事務所」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第四項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第五項中「県税事務所」を「総合県税事務所」に、「出納長にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第六項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第七項中「出納長」を「会計管理者」に、「更正日計表」を「更正内訳書」に改める。

第八十八条の見出しを「(支払訂正)」に改め、同条第一項中「訂正命令書」を「支払訂正命令書」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「訂正命令書」を「支払訂正命令書」に、「出納長にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に、「訂正通知書」を「支払訂正通知書」に改める。

第八十九条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長

にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会計管理者は、前項の規定にかかわらず、第六十六条第四項の規定により支払案内書を発付しないときは、債権者に支払取消案内書を発付しないことができる。

第九十条第一項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「事務は」を「事務を」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第九十五条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第九十九条第一項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第一百一条中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第一百二十七条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百四十条の二中「第三条第三項の表」を「別表第一の二」に改める。

第一百四十四条第三項中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改め、同条第四項中「出納員と消耗品及び原材料品取扱者」を「物品出納員等と物品取扱者」に改める。

第四百四十六条第二項中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改め、同項第五号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四百六十三条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四百六十七条第一項中「県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を「県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に改める。

第四百七十条及び第四百七十三条(見出しを含む)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四百七十四条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「会計ことに、年度又は月別に」を「種類又は帳票ごとに」に改め、同項第一号中「訂正命令書」を「支払訂正命令書」に改め、同条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第四百七十五条中「出納長及び出納員」を「会計管理者等」に、「毎月会計ごとに表紙(第十七号様式)を付けて」を「事業又は帳票ごとに」に改め、同条ただし書を削り、同条第二号中「訂正命令書」を「支払訂正命令書」に改める。

第四百七十六条、第四百七十七条及び第四百八十二条から第四百八十四条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四百八十五条中「出納長」を「会計管理者」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四百八十五条の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四百八十九条から第四百九十二条までの規定中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第九十三条中「出納長等」を「会計管理者等」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九十四条中「出納長等」を「会計管理者等」に、「(第百三十二号様式の一)」を「(第百三十二号様式)」に、「(第百三十三号様式の一)」を「(第百三十三号様式)」に改める。

第九十八条第二項中「保管証書」を「保証金保管証書」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、「出納員」の下に「(県税の滞納処分に係る公売保証金にあつては税務出納員。以下この条、次条、第九十九条の二及び第一百条において同じ。)」を加え、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に、「保管証書」を「保証金保管証書」に、「保管証書預り証」を「保証金保管証書預り証」に改める。

第九十九条第一項中「保管証書預り証」を「保証金保管証書預り証」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に、「保管証書預り証」を「保証金保管証書預り証」に、「保管証書」を「保証金保管証書」に改め、同条第三項中「保管証書預り証」を「保証金保管証書預り証」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第四項中「出納長」を「会計管理者」に、「保管証書預り証」を「保証金保管証書預り証」に、「保管証書」を「保証金保管証書」に改める。

第一百零一条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「出納員」の下に「又は税務出納員」を加える。

第二百三条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百五条第二項中「道路交通法第五十一条の四第九項に規定する放置違反金に相当する金額(一)」を「雑部金(保証金を除く)」に改める。

第二百十条及び第二百十二条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百五条中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第二百六条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「及び」を「又は」に改め、同条第六項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百七条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百八条第一項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第二百一一条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百一三条第一項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号から第六号までの規定中「もの」を「もの」に改め、同項第七号中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「もの」を「もの」に改める。

第二百二十四条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長」

を「会計管理者」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第二百二十五条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百二十七条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「支払」を「支払」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第二百二十八条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百三十条中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第二百三十一条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百三十二条第一項中「出納長」を「会計管理者」に、「訂正通知書」を「支払訂正通知書」に、「執り」を「とり」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百三十三条第一項中「保管証書」を「保証金保管証書」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長に」を「会計管理者に」に改め、同条第四項中「納入から」の下に「納入通知書、納付書又は」を加え、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百三十四条、第二百三十七条(見出しを含む)、第二百五十六条の二から第二百五十六条の四までの規定及び第二百五十六条の六中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百五十七条第一項中「出納長」を「会計管理者」に、「毎年」を「毎年」に、「二年」を「二年」に、「定期検査」を「定期検査」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百五十八条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百五十九条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百六十一条中「詳具した」を「詳細に記載した」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百六十六条及び第二百七十条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百七十一条第一項中「債権者が」を「債権者は」に、「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改める。

第二百七十二條第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第二百七十二條の二第一項中「所持人が」を「所持人は」に、「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改め、同条第二項中「届け出」を「届出」に、「出納長等」を

「会計管理者又は出納員」に改める。

第二百七十二条の三第一項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に、「場合」を「とき」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第二項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改め、「及び小切手振出済通知書」の下に「にあつてはこれら」を加え、「、その」を「その」に改め、同条第三項中「出納長等」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第二百七十三条第一項中「保管証書を」を「納人は、保証金保管証書を」に、「保管証書亡失届書」を「保証金保管証書亡失届」に、「出納長又は、出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に、「保管証書亡失届書」を「保証金保管証書亡失届」に、「当該届書」を「、当該届」に改める。

第二百七十四条第一項中「者が」を「者は」に、「保証金保管証書預り証亡失届書」を「保証金保管証書預り証亡失届」に、「出納長又は出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「出納長又は出納員が」を「会計管理者等は」に、「保証金保管証書預り証亡失届書」を「保証金保管証書預り証亡失届」に、「当該届書」を「当該届」に改める。

別表第二中「出納長」を「会計管理者」に、「寄付金」を「寄附金」に改める。

別表第三の二中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為の伺い」に改める。

第一号様式の五及び第二号様式を次のように改める。

第三号様式中「~~冊~~」を「~~冊~~」に改め、「~~冊~~」を削る。
第四号様式から第九号様式までを次のように改める。

第8号様式(第15条関係)

予算配当書

年度	予算区分	会計	配当日	帳票番号	単位	千円

科目							
節・細節							

付表

補助金等の内訳

年度	予算区分	会計	帳票番号	単位	千円

細事業	細節	補助金等	金額

第9号様式（第16条関係）

予算令達書

令達依頼所属		令達日		帳票番号		単位 円	
年度	会計	予算担当課		令達先所属			

科目							
節・細節							

付表

補助金等の内訳

年度		予算区分		会計		帳票番号		単位 円	
						予算担当課			

細事業	細節	補助金等	金額

第13号様式の3 (第21条関係)

調定伺い		収支	年度	起案日	帳票番号	
予算担当課				所属		
件名						
摘要						
内容						
	調定(通知)日			金額		
	納期限					
	収納発議日			納入通知額		
	集合件数	件	消費税等	納入通知書		
	納入住所			債務者コード		
	氏名又は法人名					
	科目					
国庫支出金充当細事業						
備考						

第13号様式の3の2（第21条関係）

調定減額伺い		収支	年度	起案日	帳票番号
予算担当課				所属	
件名					
摘要					
内容					
	調定（通知）日				変更前調定額
	納期限				金額
	収納発議日				
	集合件数	件	消費税等		納入通知額
債務者コード				納入通知書	
納人住所					
氏名又は法人名					
科目					
国庫支出金充当細事業					
備考					

山梨県公報号外 第二十三号 平成十九年三月三十日
第十三号様式の三の次に次の様式を加える。

第13号様式の4（第21条関係）

第十三号様式の四を次のように改める。

調定伺い内訳書				収支	年度	予算担当課	所属	帳票番号
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名又は法 人名				
納入通知額								

第13号様式の4の2（第22条関係）

支出負担行為の何い		収支	年度	起案日	帳票番号
予算担当課				所属	
件名					
内容					
費用年度区分				限度額	
契約方法					
適用法令	施行令			財務規則	
見積合せ省略の理由					
支出区分		適用法令	施行令		財務規則
		適用法令	施行令		財務規則
予算担当課					
科目					
予算限度額					
備考					
予算					

山梨県公報号外 第二十三号 平成十九年三月三十日
第十三号様式の四の二を次のように改める。

第十三号様式の四の二を第十三号様式の四の三とし、第十三号様式の四の次に次の一様式を加える。

第13号様式の4の2(第21条関係)

調定減額伺い内訳書		収支	年度	予算担当課	所属	帳票番号
内訳番号		債務者 コード			納人 住所 氏名又は法 人名	
変更前調定額						
金額						
納入通知額						
内訳番号		債務者 コード			納人 住所 氏名又は法 人名	
変更前調定額						
金額						
納入通知額						
内訳番号		債務者 コード			納人 住所 氏名又は法 人名	
変更前調定額						
金額						
納入通知額						
内訳番号		債務者 コード			納人 住所 氏名又は法 人名	
変更前調定額						
金額						
納入通知額						

第13号様式の5（第23条関係）

第十三号様式の五から第十六号様式までを次のように改める。

れい入伺い		収支	年度	起案日	帳票番号
予算担当課				所属	
摘要					
内容					
	決裁（れい入通知）日			支出命令番号－内訳番号	
	納期限			支払日	
	収納発議日			金額	
	返納人 住所 氏名又は法人名			債権者コード	
備考					

第14号様式(第23条関係)

不納欠損伺い		収支	年度	起案日	帳票番号
予算担当課				所属	
件名					
摘要					
内容					
不納欠損処分日				調定番号	
				金額	
債務者コード				集合件数	件
納人住所					
氏名又は法人名					
科目					
国庫支出金充当細事業					
備考					